

議案第11号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年9月17日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------|-------------|
| | |

(経営の基本)

第4条 略

2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

| 施設の名称 | 最大出力 | 電力供給方法 |
|--------------------|------------|--------|
| 略 | | 卸売 |
| 企業局東部事務所 太陽光発電所 | 120キロワット | |
| 鳥取放牧場太陽光 発電所 | 100キロワット | |
| 竹内西緑地太陽光 発電所 | 1,250キロワット | |
| 鳥取空港太陽光発 電所 | 1,990キロワット | |
| 天神浄化センター 太陽光発電所 | 1,500キロワット | |

(経営の基本)

第4条 略

2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

| 施設の名称 | 最大出力 | 電力供給方法 |
|--------------------|----------|--------|
| 略 | | 卸売 |
| 企業局東部事務所 太陽光発電所 | 120キロワット | |

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。